

「プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」という。)に規定する分別収集物(市町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物)の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下、「協会」という。)に申込む市町村及び一部事務組合は、次の申込要領に従って、オンライン若しくは申込用紙の郵送によってお手続きください。

年度途中での申込みは受け付けませんのでご注意ください。

目 次

◆申込用紙の記入要領

1. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書(様式1)	18
2. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書(様式2)	19
3. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込量に関するチェックシート.....	20
4. 構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表	20
5. 分別収集物の引き渡し申込書(様式3-5)	20
【記入例】(様式3-5)	26

◆申込用紙の記入要領

1. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書(様式1)

※容器包装リサイクル法に基づく申込み(ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイ)と共通の様式です。

協会に登録のある既存データに基づいて印字しています。正確に記載されているかどうかご確認のうえ、修正がある場合は、赤字で修正してください。また、空欄がある場合には、以下の要領で記入してください。なお、①、②・・・は各申込書に記載の番号と対応しています。

- ①作成日：本申込書の作成年月日を記入
- ②市町村又は組合コード：総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入
- ③市町村組合種別：次のとおり

「単独市町村」：自ら指定法人へ申込みを行う市町村。又は、どこの一部事務組合等にも分別収集を委任していない市町村
 「代表市町村」：複数の他市町村を代表して、分別収集を行っている市町村
 「一部事務組合」：一部事務組合、広域連合等に該当する地方公共団体

- ④市町村又は組合名：引き渡し申込みを行う市町村名又は組合名を記入
 ただし、一部事務組合又は代表市町村が申込む場合、「令和7年度構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表」に、構成する市町村の市町村コード及び市町村名を記入し、引き渡し申込みを行う品目に○印、申込みを行わない品目について×印を付ける
- ⑤所在地：資料の送付先を記入
- ⑥契約責任者：協会と契約関係書類を取り交わす際の契約者の「役職」及び「氏名」を記入
- ⑦担当者：協会と日常的に連絡を取り合える担当者の「部課室係」等を記入
 ※電話番号については、可能な限り、市役所等の代表電話番号ではなく、担当部署直通の電話番号をご記入ください。
- ⑧請求書送付先：協会からの請求書の送付先となる「住所」等を記入

2. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式2）

※容器包装リサイクル法に基づく申込み（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイ）と共通の様式です。

令和7年度の協会への引き渡しに使用する保管施設情報を記入してください。

協会に登録のある既存データに基づいて印字していますので、令和7年度に使用する保管施設が記載されているかどうかご確認のうえ、追加・修正がある場合は、赤字で修正してください。印字のない保管施設を新たに追加する場合は、印字していない様式2に以下の要領でご記入ください（用紙は適宜コピーしてご使用ください）。

【注意】 保管施設の名称や住所等は、本年8月から10月にかけて環境省が都道府県を通じて実施した保管施設指定意向調査に記載したものと同一内容を記入してください。
保管施設指定意向調査で届出のない保管施設からの引き取りはできません。また、今回の申込み以降、やむを得ず環境省に対して保管施設の変更（仮登録→登録を含む。）の届け出を行った場合は、早急に当協会に対してもお知らせください。

- ①市町村又は組合コード：総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入
- ②市町村又は組合名：引き渡し申込みを行う市町村名又は組合名を記入
- ③ページ番号：複数枚の時に記入
- ④引き渡しの有無：引き渡しを希望する場合には○を、引き渡しを希望しない場合には×を記入（空欄不可）
- ⑤引き渡しを行う素材：当該保管施設において引き渡しを行う素材全てにチェックを付ける。
1つの保管施設から複数の素材を引き渡す場合には、引き渡しを行う素材全てにチェックを付けること。

【同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申込みにあたっての注意点】

同じ保管施設で分別基準適合物（「ガラスびん」「PETボトル」「紙」「トレイ」「容リプラ」いずれか）と分別収集物（「プラ法32条」）の両方をチェックしないこと。

同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物の引き渡しを予定している場合は、保管施設を追加し、追加した保管施設に分別収集物（「プラ法32条」）のみをチェックすること（必ず「プラ法32条」を単独の保管施設とすること）。

- ⑥⑦保管施設名、住所等：保管施設ごとに「保管施設名」、「住所」、「カナ」等を記入

【同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申込みにあたっての注意点】

上記の「⑤引き渡しを行う素材」で分別収集物（「プラ法32条」）のみをチェックした保管施設の保管施設名の最後に「(プラ法)」を付けること。

⑤⑥の対応をまとめると、以下のとおりとなる。

<例1> 同じ保管施設で「PETボトル」と「プラ法32条」を申込みの場合

区分	保管施設名	提出する様式
「PETボトル」の保管施設	○○ストックヤード	様式3-2を提出
「プラ法32条」の保管施設	○○ストックヤード(プラ法)	様式3-5を提出

<例2> 同じ保管施設で期中に「容リプラ」から「プラ法32条」に変更となる場合

区分	保管施設名	提出する様式
「容リプラ」の保管施設	○○ストックヤード	様式3-4を提出
「プラ法32条」の保管施設	○○ストックヤード(プラ法)	様式3-5を提出

3. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込量に関するチェックシート

※容器包装リサイクル法に基づく申込み（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイ）と共通の様式です。

本年6月に実施した引き渡し量調査時に回答された「分別収集計画量」及び「引き渡し調査量」が予め印字されています。空欄がある場合には、以下の要領で記入してください。

(1)引き渡し申込みを行う全ての品目について、「①分別収集計画量」、「②引き渡し調査量」、「③様式3に記入した引き渡し申込量」をkg単位で記入（※）

（※）「プラ法32条」については「①分別収集計画量」の記入は不要

(2)「④収集対象人口」、「⑤収集対象日数」を記入のうえ、「⑥排出原単位見込み」（単位：g/人/日）の算出を行う

【注意】「⑤収集対象日数」＝分別収集の対象期間を記入する
（「協会への引き渡し開始希望日」からの日数ではありません。）

例) 年間を通じて分別収集を行っている場合は → 「365日」と記入
年度途中から分別収集を開始する場合、例えば分別収集開始日が9月1日から
(9～3月の7か月間)の場合は → 「212日」と記入

(3)「③引き渡し申込量」と「①分別収集計画量」又は「②引き渡し調査量」に乖離（かいり）が見られる場合には、その理由を枠内の選択肢から選択し、「⑦乖離の理由」に番号を記入

4. 構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表

本マトリックス表は、一部事務組合、又は市町村が複数の市町村を代表して申込む場合にご提出ください。市町村が単独で申込みを行う場合には、提出の必要はありません。

※容器包装リサイクル法に基づく申込み（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイ）と共通の様式です。

協会に登録のある既存データに基づいて印字しています。正確に記載されているかどうかご確認のうえ、追加・修正がある場合は、赤字で修正してください。

①市町村又は組合コード：総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入

②市町村コード、市町村名：構成市町村の市町村コードと構成市町村名を記入

③構成市町村ごとに、申込みを行う品目について○印、申込みを行わない品目について×印を記入
(空欄不可)

5. 分別収集物の引き渡し申込書（様式3-5）

【プラ法32条に基づく申込みに係る全ての市町村等が提出する必要があります。】

※本様式は、プラスチック資源循環促進法に基づく申込み専用の様式です。容器包装リサイクル法に基づく申込み（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイ）がある場合は、本様式とは別に素材ごとの様式3を提出していただく必要があります。

※特に、期中で「容リプラ」から「プラ法32条」の引き渡しに変更となる場合は、様式3-5の他、様式3-4の提出が必要になります。また、様式3-4の「特記事項」には必ず引き渡し終了時期（「容リプラ」から「プラ法32条」に切り替わる時期）を記入してください。

(例) 9月で容リプラのみの引き渡しが終了、10月よりプラ法32条に基づく製品プラの一括回収開始のため、〇〇ストックヤード（プラ法）で引き渡し

様式3-5にご記載いただく申込数量を踏まえ、締切後、協会から各市町村・一部事務組合宛に素材別・保管施設別の「分別収集物の引き渡し申込承諾書」を発行します。

引き渡し申込締切後の撤回又は量の変更は認められておりませんので、ご注意ください。

【申込みに関わる注意点】

(1) 令和7年度から製品プラ等を協会に申込みする場合、市町村による品質調査が必須となります。本様式含む申込書類一式の送付の際、参考資料③「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」(以下、「記録書」という。)の提出が必要となります。

提出については、オンラインで申込みを行う場合と、郵送(紙申込)で行う場合で異なりますが、提出期限は申込締切の令和6年11月15日(金)(必着)です。

①オンラインで申込みを行う場合

記録書をPDFに変換し、以下のメールアドレスに送付してください。

送付先アドレス : plastic@jcpra.or.jp

メールの題名 : 令和7年度分別収集物の品質調査結果の提出

メールの宛先 : (公財) 日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部 宛

②郵送で申込みを行う場合(紙申込)

申込書類一式の送付の際、記録書を同封してください。

申込締切までに記録書の提出がない場合は、申込みことはできません。

(2) 令和6年度に「プラ法32条」の申込みがある市町村は記録書の提出は不要です。

(3) 品質調査を実施した際の詳細データ、要領等を提出する必要はございませんが、「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」に不明な点があれば提出を求める場合があります。

(4) 製品プラ等の落札単価については、市町村自ら入札の上限価格を設定することが可能です(容リプラの上限価格は設定できません)。

申込みのあった市町村に対し、12月上旬に製品プラ等の上限価格の回答について連絡いたします。回答期限は令和7年1月8日(水)です(オンラインの場合入力可能な期限、郵送の場合は必着の期限となります)。

【記入要領】

様式3の太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込み場合には、コピーして使用すること。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

①市町村又は組合コード

総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入すること。

②市町村又は組合名

様式1、2に記入した市町村名又は組合名を記入すること。

③保管施設コード

協会記入欄となるため、記入は不要。

④保管施設名

様式2に記入した各保管施設の名称を記入すること。

⑤協会への引き渡し開始希望日

第1回目の引き渡し希望年月日(予定時期)を記入すること。

⑥担当者情報

分別収集物の収集品目やベールの引き取りについての詳細が分かる担当者を記入すること。ここに記載した担当者宛に入札予定の再商品化事業者より問い合わせが入る可能性がある(様式1の「⑦担当者」と異なっても可)。

⑦分別収集物区分

それぞれ該当する分別収集物のタイプにチェックを付けること。

⑧分別収集物の保管可能容量

立方メートル単位(小数点以下四捨五入)で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式1で申請した「対象物毎の保管可能容量(m³)」を参考に記入すること。

⑨ **トラックスケール**

有・無についてチェックを付け、「有」にチェックした場合、その最大秤量を t 単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。

⑩ **積み込み機材**

有・無についてチェックを付け、「有」にチェックした場合、その該当する種類についてもチェックを付け、台数を記入すること。また、「その他の積み込み機材」を保有する場合には、その内容を記入すること。

（例）ブルドーザー 1 台、5 t ホイスト 2 台

再商品化事業者が利用可能な積み込み機材のみを記入すること。

⑪ **積込時の制約条件**

制約条件があれば、保管施設搬入口の高さ・幅等の制約条件を記入すること（40 文字以内）。

（例）保管施設搬入口は一般道路に面しており長時間の駐車は困難

⑫ **ベールの種類（特徴）**

それぞれ該当するベールの種類にチェックを付けること。

なお、下段の「『⑦分別収集物区分』のプラスチックを分けてベールにしている」を選択し、なおかつ保管施設でベールが分かれる場合は、特記事項にその旨を記載すること。

（例）本施設は容リプラのベールのみ保管、製品プラは〇〇保管施設で保管 等

⑬ **ベール寸法・重量**

ベール寸法は、整数 1 桁小数 1 桁、ベール重量は整数で記入すること。

⑭ **バンドの種類**

それぞれ該当するベールの種類にチェックを付けること。また、「その他」に該当する場合は、その内容を記入すること。

⑮ **引き渡し車両**

該当するものにチェックを付けること。「2. 10 トン車以外」にチェックした場合、引き渡し車両の積載トン数を記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。

（例）積み込み機材の都合により、4 トン車での引き渡しを希望

⑯ **引き渡し頻度**

「年」、「月」、「週」のいずれかに必ずチェックを付け、更に引き渡し回数を記入すること。

⑰ **中間処理施設の設備**

分別収集物の中間処理ラインで使用している設備をチェックすること（施設内に該当の設備はあるが、分別収集物の中間処理ラインで使用していない場合はチェックをしないこと）。

なお、「手選別ライン」を「有」にチェックした場合は、「コンベア長さ（整数）」手選別人員（常時）」も記入すること。

⑱ **リチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入防止対策**

有・無についてチェックを付け、「有」にチェックした場合、具体的な対策について必ず内容を記入すること（80 文字以内）。

（例）リチウムイオン電池及び電池が取り外せない小型家電は、危険品として分別収集している。また、中間処理施設においては磁力選別機を設置して電池類を除去している。

⑲ **収集しているプラスチックの内容がわかる情報**

ホームページに啓発用のチラシやごみ分別辞典に準じた情報を公開している場合は、現時点で閲覧可能な URL を記入すること（URL は 3 つまで記入可能）。入札予定の再商品化事業者より、収集品目等に関する問い合わせが「⑥担当者情報」の連絡先宛に入った場合は、できる限り正確な情報を提供すること。

⑳ **市町村による品質調査**

「申込までに品質調査を実施済」を選択すること。また、品質調査方法について「協会の実施要領にて実施」、「独自の方法にて実施」のいずれか該当する口にチェックを付けること。

令和 6 年度に分別収集物の申込みがある場合は、「申込までに品質調査を実施済」と「協会の実施要領にて実施」をチェックすること。

令和 7 年度よりプラ法 32 条を申込み場合、記録書の提出が必要となる（メール又は郵送。提出は申込の方法によって異なるため、詳細は【申込みに関わる注意点】の(1)を参照のこと）。

なお、令和 6 年度から継続してプラ法 32 条の申込みがある場合は、記録書の送付は不要。

上記の他、引き渡しに関する注意事項があれば「特記事項」に記入すること。

②① 容リプラと製品プラ引き渡し申込量合計 (kg)

容リプラと製品プラ引き渡し申込量の合計を記入すること。(1 kg 単位)

②② 負担区分

容リプラのみ該当し、□1. □2. のいずれかの□に必ずチェックをつけること。製品プラ、産廃プラには負担区分はなく、全量市町村負担となる。

【容リプラの引き渡し申込量に係る負担区分について】

● 「特定事業者負担分と市町村負担分双方」

市町村が収集した容リプラについて、特定事業者負担分と市町村負担分の両方の引き渡しを申込むことです。引き渡し申込量の記入の際には、引き渡し申込量の全量をご記入ください。なお契約後、市町村負担分については、容リプラの引き渡し実績に応じた再商品化委託費用を、請求させていただきます。

● 「特定事業者負担分のみ」

市町村が収集した容リプラのうち、特定事業者負担分のみ引き渡し申込みを行うことです。引き渡し申込量の記入の際には、分別基準適合物の〔申込要領-10〕の市町村負担比率を参考にしていただき、特定事業者負担分のみの数量を算定してご記入ください。なお、市町村負担分は独自処理となります。

②③ 引き渡し申込組成比率 (%)

令和6年度に分別収集物を申込んだ市町村等は、組成比率は予め印字される。

令和7年度から新規で分別収集物を申込む場合は、「⑫バールの種類」でチェックした項目によって対応が異なる。

- 「⑫バールの種類」で「どのボールにも『⑦分別収集物区分』のプラスチックが含まれている」をチェックした場合

「⑳市町村による品質調査」でチェックした方法で組成比率を算出してください。

「市町村による分別収集物ボール品質評価記録書」の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された容リプラと製品プラの組成比率を、小数第1位の数値を四捨五入し、整数で記入してください。

(例) 「市町村による分別収集物ボール品質評価記録書」の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された組成比率が、容リプラ 80.6%、製品プラ 19.4%の場合は、容リプラ 81%、製品プラ 19%となります。

- 「⑫バールの種類」で「『⑦分別収集物区分』のプラスチックを分けてボールにしている」をチェックした場合

容リプラと製品プラのボールが別々となる場合は、以下の対応が必要となります。

- ・定められた品質調査方法で容リプラボール、製品プラボールそれぞれの容リプラ比率、製品プラ比率が算出されていること。
- ・引き渡す容リプラボール・製品プラボールの数量又は重量が管理されていること(実績に基づいた値で管理できることが望ましい。実績で管理できない場合は計画量でも可)。

また、協会は業務開始前に該当する市町村等に対し容リプラボール・製品プラボールの管理方法や数量又は重量の問い合わせを行います。

- 「⑳市町村による品質調査」でチェックした方法で容リプラボール、製品プラボールの品質調査を実施し、それぞれのボールの容リプラ比率、製品プラ比率を算出する。
- ア) ア)で算出した組成調査に、容リプラボール、製品プラボールの年間製造量(実績量又は計画量)を掛けて、容リプラボールに含まれる容リプラの量(A1)と製品プラの量(B1)、製品プラボールに含まれる容リプラの量(A2)と製品プラ(B2)の量を算出する。
- イ) 容リプラの合計量(A1+A2)、製品プラの合計量(B1+B2)から比率を算出し、小数第一位の数値を四捨五入し、整数で記入。

※ア)～イ) 計算方法の詳細は次ページの図を参照してください。

図：ベールが別々となった場合の容リプラ比率、製品プラ比率の算出方法

イ) =ア) ×ベールの年間製造量

	ア) 品質調査結果		ベールの年間製造量 (実績量又は計画量)(※)	イ) 容リプラ量と製品プラ量	
	容リプラ比率	製品プラ比率		容リプラ量	製品プラ量
容リプラベール	80%	20%	100 t	(A1) 80 t	(B1) 20 t
製品プラベール	10%	90%	20 t	(A2) 2 t	(B2) 18 t
合計			120 t	82 t	38 t

↓ 82 t と 38 t で比率を算出

(※)ベールの数量(個数)の場合は、以下の計算式で算出してください。

ベールの年間製造個数 × ベールの平均重量

(ベールの平均重量については、容リプラ、製品プラ別々の値、又は容リプラ、製品プラ共通の値を用いること)

容リプラ比率	製品プラ比率
68.3%	31.7%

↓ 小数点第一位四捨五入

ウ)

容リプラ比率	製品プラ比率
68%	32%

②④容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg) ※下1桁四捨五入前

「②①容リプラと製品プラ引き渡し申込量合計(kg)」に「②③引き渡し申込組成比率(%)」を乗じた数値を記入すること。(1kg単位)

②⑤容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg) ※下1桁四捨五入後

「②④容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg)※下1桁四捨五入前」の下1桁を四捨五入して10kg単位で記入すること。

②⑥産廃プラ引き渡し申込量(kg)

「⑦分別収集物区分」で中段の「容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラと同等とみなされるもの)」又は下段の「容リプラと製品プラと産廃プラの引き渡し、又は容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラ及び製品プラと同等とみなされるもの)」を選択した場合、産廃プラの申込量を記入すること(10kg単位)。上段の「容リプラと製品プラを引き渡し(産廃プラは含まない)」を選択した場合は、記入は不要。

②⑦当該保管施設の引き渡し申込量合計(kg)

「②⑤容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg) ※下1桁四捨五入後」と「②⑥産廃プラ引き渡し申込量(kg)」の合計量を記入すること。(10kg単位)

【注意事項】

・以下の内容によって期中で組成比率の変更、又は月ごとの引き渡し量の変更が見込まれる場合は、その旨を特記事項に記入すること。

ア) 収集方法・内容等の変更

イ) 収集エリアの変更

ウ) 代表市町村、一部事務組合の構成市町村の変更

エ) ア)～ウ)以外に組成比率や月ごとの引き渡し量に変更が見込まれる場合

(例) 4月より製品プラ等の引き渡しを開始するが、12月より収集品目拡大のため、製品プラの比率が当初の10%から20%となる見込み。また月の引き渡し量が1.5倍となる。

本件に該当する場合は、協会と市町村等で品質調査の実施及び組成比率の変更等の対応について協議する。なお、特記事項に記入がない場合は、期中において変更することは認められない。

- ・ 期中でプラ法 32 条の引き渡しから、プラ法 33 条認定計画に変更となり、協会への引き渡しが終了する場合、引き渡し終了時期を「特記事項」に記入すること。
(例) 1 月よりプラ法 33 条認定計画が開始されるため、引き渡しは 1 2 月まで。
- ・ 製品プラ等の回収の実証実験等の結果をもとに申込量を算出した場合、引き渡し実績量と乖離が発生する可能性がある(一時的な試験のため、回収量が実際より増える可能性がある)。十分検討のうえ申込量を算出すること。
- ・ 当協会へ引き渡す期間内に、実証実験等のため一部の分別収集物を当協会に引き渡さない場合は、必ず申込量にその分を差し引き、特記事項に実証実験等の期間や数量を明記すること。

以上

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

記入例

令和6年11月15日(金)締切

令和7年度「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づく分別収集物の引き渡し申込書(様式3-5)

下記を同意の上、分別収集物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

- 1.引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
2.正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和8年度において分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
3.引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和8年度及び令和9年度において、分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した分別収集物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
4.引き渡し申込みに係る分別収集物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で容リプラについては「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結、製品プラ等については「委託契約書」を締結します。

【申込みに関わる注意点】

- 1. 令和7年度から製品プラ等を協会に申込み場合、原則、市町村による品質調査が必須となります。本様式含む申込書類一式の送付の際、資料15の参考資料③「市町村による分別収集物ペール品質評価記録書」(以下、「記録書」という。)を同封してください。ただし、品質調査を実施せず、環境省から承諾を得ている場合は、記録書の提出は不要です。
申込締切までに記録書の提出がなく、また環境省の承諾もない場合は、申込みことはできません。(昨年度から継続して分別収集物の申込がある市町村は記録書の提出は不要です)
2. 品質調査を実施した際の詳細データ、要領等を提出する必要はございませんが、「市町村による分別収集物ペール品質評価記録書」に不明な点があれば提出を求める場合があります。
3. 年度途中で「容器包装リサイクル法」に基づく容リプラの引き渡しから、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づく分別収集物の引き渡しに変更する場合、本様式の他に「プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-4)」の提出が必要になります。
4. 製品プラ等の落札単価については、市町村自ら入札の上限価格を設定することが可能です(容リプラの上限価格は設定できません)。
本様式で製品プラ等の上限価格の回答は不要です。申込みのあった市町村に対し、12月上旬に上限価格についての回答書を送付いたします。必要事項を記入し、令和7年1月8日(水)(必着)までに送付をお願いいたします。

※太枠内全てにご記入ください。複数の保管施設を申込み場合は、本紙をコピーしてお使いください。

26

①市町村又は組合コード 01001 ②市町村又は組合名 容器リサイクル組合
③保管施設コード ④保管施設名 容器包装クリーンセンター ⑤協会への引き渡し開始希望日 令和07年04月01日
⑥担当者情報 氏名 容器 太郎 電話番号 03-1234-5678 e-mail abc@def.jp

注:分別収集物の収集目やペールの引取りについて詳細がわかる市町村等の担当者を記入してください。入札予定の再商品化事業者より問い合わせが入る可能性があります。

⑦分別収集物区分
[] 容リプラと製品プラを引き渡し(産廃プラは含まない)
[] 容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラと同等とみなされるもの)
[x] 容リプラと製品プラと産廃プラの引き渡し、又は容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラ及び製品プラと同等とみなされるもの)

⑧分別収集物の保管可能容量(立方メートル) ⑨トラックスケール [x] 1. 有 最大秤量: 30_t [] 2. 無
⑩積み込み機材 注:再商品化事業者が利用可能な積み込み機材のみを記入してください
[x] 1. 有 [x] フォークリフト: 1_台 [] クランプ: ___台 [] コンベア: ___台
[] 2. 無 [] その他(全角20文字以内) 機材名・台数: _____
⑪積込時の制約条件 注:高さ、幅、駐車等に制約条件があれば記載してください(全角40文字以内)
保 管 施 設 入 口 は 一
般 道 路 に 面 し て お
り 長 時 間 の 駐 車 は
困 難

【引き渡し申込量の記入方法】 下記の手順で作成してください

1. 「㉑容リプラと製品プラ引き渡し申込量合計」を記入してください。(1kg単位)
2. 容リプラと製品プラの内訳と産廃プラ引き渡し申込量を記入してください。

「㉑負担区分」は□1. □2. のいずれかの□に必ずチェックを付けてください。製品プラ、産廃プラには負担区分はなく、全量市町村負担となります。

「㉒引き渡し申込組成比率(%)」は、「㉑市町村による品質調査」でチェックした方法で組成比率を算出してください。(品質調査を実施済の場合は「市町村による分別収集物ペール品質評価記録書」の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された容リプラと製品プラの組成比率、未実施であれば環境省から承諾された組成比率)

組成比率は小数第一位の数値を四捨五入し、整数で記入してください。

(例:「市町村による分別収集物ペール品質評価記録書」の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された組成比率が、容リプラ80.6%、製品プラ19.4%の場合は、容リプラ81%、製品プラ19%となります)

「㉔容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg)※下1桁四捨五入前」は、「㉑容リプラと製品プラ引き渡し申込量合計(kg)」に「㉒引き渡し申込組成比率(%)」を乗じた数値を記入してください。(1kg単位)

「㉕容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg)※下1桁四捨五入後」は、「㉔容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg)※下1桁四捨五入前」の下1桁を四捨五入して10kg単位で記入してください。

(例:14,055(kg)→14,060(kg))

「㉖産廃プラ引き渡し申込量(kg)」は「㉑分別収集区分」で中段の「容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラと同等とみなされるもの)」又は下段の「容リプラと製品プラと産廃プラの引き渡し、又は容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラ及び製品プラと同等とみなされるもの)」を選択した場合、産廃プラの申込量を記入してください(10kg単位)。上段の「容リプラと製品プラを引き渡し(産廃プラは含まない)」を選択した場合は、記入は不要です。

3. 「㉕容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg) ※下1桁四捨五入後」と「㉖産廃プラ引き渡し申込量(kg)」の合計量を「㉑当該保管施設の引き渡し申込量合計(kg)」に記入してください。(10kg単位)

㉑容リプラと製品プラ 引き渡し申込量合計(kg)	2 0 2 6 1 0
-----------------------------	-------------

		容リプラ	製品プラ	産廃プラ
28 容リプラと製品プラ 引き渡し申込量 の内訳と	㉑負担区分 注:□1. □2. のいずれかの□に必ずチェックを付けたうえで、 比率と量を記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 1.特定事業者負担分 と市町村負担分双方 <input type="checkbox"/> 2.特定事業者負担分のみ	/	/
	㉒引き渡し申込組成比率(%)	81 %	19 %	/
	㉔容リプラ、製品プラ 引き渡し申込量内訳(k g) ※下1桁四捨五入前	1 6 4 1 1 4	3 8 4 9 6	/
	㉕容リプラ、製品プラ 引き渡し申込量内訳(k g) ※下1桁四捨五入後	1 6 4 1 1 0	3 8 5 0 0	/
	㉖産廃プラ引き渡し申込量(k g)	/	/	1 0 3 0 0

㉑当該保管施設の引き渡し申込量合計(kg)	2 1 2 9 1 0
-----------------------	-------------

引き渡し申込量を協会が承諾した証として、紙書面による申込みに対しては、紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。
(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)